

令和3年4月7日

南海中学校PTA会員様

高知市立南海中学校
PTA会長 大原雄一郎

スマートフォン・携帯電話等の使用について（お願い）

何かとあわただしい4月を迎え、皆様方におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、PTA活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、近年、その利便性から普及が進み、中学生でも多くの生徒が所持しているスマートフォン等ですが、災害時や緊急時への対応等のメリットがある一方で、友人同士のトラブルの原因になったり、犯罪に巻き込まれたり、さらには学力低下への影響などが懸念されています。

全国各地でも、中高生が学校内外で画像や動画等を撮影し、無断でインターネットにアップロードする行為が後を絶たず、大変心配される場所です。南海中学校でも同様で、いつ自分が被害者になるかわからないだけでなく、使い方によっては大きなトラブルに発展したり、プライバシーの侵害など犯罪の加害者となってしまうことも予想されます。

学校では、スマートフォン・携帯電話を持ち込まないような指導や、機器を預かるなどの対応もしていますが、PTAといたしましても、子どもたちの安心安全のために学校に協力していきたいと考えています。

つきましては、次の事柄についてご家庭でもお子様に話をしていただき、指導いただきますようよろしくお願いいたします。

【南海中学校のスマートフォン・携帯電話等の使用・持ち込みについて】

- ① スマートフォン・携帯電話等の功罪を理解し、必要のないものは学校へは持っていかないという考えを徹底する。
- ② 保護者が特別な事情により登下校時に所持させる必要があると判断した場合は、「持込許可願」を提出し、朝学活で担任に預ける。
- ③ 学習に悪影響を与えることがあることを十分理解し、使用時間の制限を設けるなどの対策について家庭で話し合うこと。また、スマートフォン・携帯電話等の使用のモラルとマナーを守る。

スマートフォン・携帯電話等の不適切な使用により問題が発生した場合、被害にあった子どもや保護者としては、警察に相談し、被害届を出すこともあります。

南海中学校の生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者の責任において、スマートフォン・携帯電話等の扱いについて、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【参考事項】

平成30年4月1日に改正『高知県青少年保護育成条例』が施行され、スマートフォン等の利用について保護者の3つの責任を明確にしています。

この条例の施行により、これからはスマホやインターネットの利用について、保護者として子ども任せではダメで、保護者が積極的に子どものインターネット利用に関与していく義務が課せられることになっています。

- (1) インターネットを利用することができる時間・場所を制限し、保護者が利用状況を把握する。
- (2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにする。
- (3) フィルタリング機能などにより、有害情報を青少年に見せない、聴かせない、読ませないようにする。